

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和5年度技能検定随時2級、随時3級及び基礎級の実施について、次のとおり公示する。

令和5年3月3日

群馬県知事 山本 一太

## 1 実施職種

- (1) 随時2級 鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、鍛造（プレス型鍛造に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めっき、仕上げ（金型仕上げ及び機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立てに係るものに限る。）、冷凍空気調和機器施工、染色（織物・ニット浸染に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、印刷、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、パン製造、建築大工、とび、左官、タイル張り、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（シーリング防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。）、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装
- (2) 随時3級 さく井、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造及び非鉄金属鋳物鋳造に係るものに限る。）、鍛造（ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染及び織物・ニット浸染に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製（ワイシャツ製造に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形（圧縮成形、射出成形、インフレーション成形及びブロー成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、石材施工（石材加工及び石張りに係るものに限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（シーリング防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装（壁装に係るものに限る。）、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装
- (3) 基礎級 さく井、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造及び非鉄金属鋳物鋳造に係るものに限る。）、鍛造（ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染

及び織物・ニット浸染に係るものに限る。)、ニット製品製造、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製に係るものに限る。)、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製(ワイシャツ製造に係るものに限る。)、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)、建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。)、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形(圧縮成形、射出成形、インフレーション成形及びブロー成形に係るものに限る。)、強化プラスチック成形(手積み積層成形に係るものに限る。)、石材施工(石材加工及び石張りに係るものに限る。)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工(鉄筋組立てに係るものに限る。)、コンクリート圧送施工、防水施工(シーリング防水工事に係るものに限る。)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。)、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。)、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装(壁装に係るものに限る。)、塗装(建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。))及び工業包装

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期日 令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)までの間において、群馬県職業能力開発協会(以下「職能協会」という。)が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ職能協会から受検申請者宛て送付する。

(2) 学科試験

ア 実施期日 令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)までの間において、職能協会が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成12年群馬県条例第68号)別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会が送付する納付書を使用し、納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない(ただし、試験を実施しない場合を除く。))。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

ウ 在留カード

エ 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

(3) 受付期間 原則として、技能検定試験受検希望月の60日前まで

(4) 受検申請に関する注意

申請書及び案内書は、職能協会で交付する。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、職能協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付 技能検定の合格者には、群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、随時2級及び随時3級の技能検定の合格者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。

7 その他

本公示の随時2級、随時3級及び基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。